

世界遺産における国際比較について

1. 世界遺産の考え方

世界遺産条約は普遍的価値をもつ文化遺産及び自然遺産の保護を講じるものである。しかしながら、非常に興味深いもの、重要なもの、又は価値あるものすべてを保護することを目指しているのではなく、それらの中で、国際的な観点から見て最も傑出したものだけをリストアップするにすぎない。

「世界遺産条約履行のための作業指針」第6節第1項抜粋

2. 登録推薦における比較評価

(1) 登録推薦国による比較評価

(暫定リストに記載すべき内容4項目目)

その遺産の「顕著な普遍的価値」を、評価基準及び完全性の条件に照らし、かつ当事国の国境の内外にある類似の遺産についても考慮にいたした上で立証する。

「世界遺産条約履行のための作業指針」第8節

(登録推薦書記載内容 - 登録推薦の根拠説明2項目目)

可能な限りの比較解析(他の類似地域の保全状況も含めて)

「世界遺産条約履行のための作業指針」第6.4節第2項

(2) 登録審査における比較評価

各自然遺産は相対的に評価されなければならない。すなわち、当事国の国境の内外を問わず、生物地理学上の区分、あるいは移動のパターンにおける、他の同じタイプの地域と比較されるべきである。

「世界遺産条約履行のための作業指針」第6.0節